

◎2015年以降の一般贈与と相続時精算課税制度の比較

項目	相続時精算課税制度	一般贈与(前年)
贈与する人	60歳以上の親	制限なし
贈与を与人	20歳以上の子どもと孫	制限なし
非課税枠	累積で2,500万円	年間110万円
税率	2,500万円を超えた額の20%	110万円超は超えた額の10%~5%の段階
申告の有無	申告必須	110万円以内なら申告不要
メリット	一度に最大2,500万円を贈与できる 相続額がかわらないことには有利	計画的な贈与で贈与が相続税 額に子どもなどの受益者など 相続の権利がない人にも選べる
デメリット	一度減額すると途中で 変更できない 贈税対象とはしていない	非課税枠が小さい 非課税枠を超えると税率が高い

相続税は他人事ではない時代
住まいと相続税

2 贈与を考える

今回の税制改正で特筆される贈与制度が、まさにこの「住まい」です。この有無で「相続時精算課税制度」と「住宅資金贈与の特典」とも併用できます。

相続時精算課税制度
生前に住宅を贈与し、相続発生時に贈与した財産は、贈与の方から受け継いだ世代の責任を負って、過半数の課税を行うことができます。また、贈与した財産は、贈与の方から受け継いだ世代の責任を負って、過半数の課税を行うことができます。

3 2次相続を想定

相続税がかからない家でも、家族で力を合わせて準備を



「相続税がかからない家でも、家族で力を合わせて準備を」

「相続税がかからない家でも、家族で力を合わせて準備を」

◎相続時精算課税の対象者

現在	2015年以降
65歳以上の親から 20歳以上の子ども	60歳以上の親から 20歳以上の子どもや孫

◎住宅資金贈与の特典

一般贈与(前年)	2014年限定
贈入する住宅が	非課税枠 1000万円
省エネ等住宅	非課税枠 500万円
上記以外の住宅	

不動産に関するご相談は、お気軽にお近くの建都へどうぞ

住宅の増改築はもちろん、住宅ローンや税制など、住まいに関することは建都へどうぞ。

二世世住宅や増改築
それぞれのケースにあったプランをご提案いたします。

土地や家屋の相続
建築、税金等専門家チームが対応いたします。

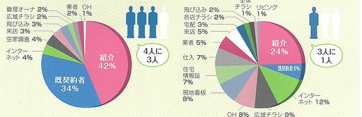
高いご紹介率とリピーター率は建都の信頼の証です。

売主様が建都を仲介に選んだきっかけ

買主様が建都を仲介に選んだきっかけ

ご紹介率◎リピーター率 **76%**

ご紹介率◎リピーター率 **30%**



ご紹介率◎リピーター率 **76%**

ご紹介率◎リピーター率 **30%**

自然と共生する岩倉三宅町「平成の京町家」完成

【外観】

外観にも木を多く使い、暖かみのある自然の雰囲気を醸し出します。

外へ向けての扉は木製。夏は涼風、冬は暖かい空気を自然に感じられます。

【2階】

外へ向けての扉は木製。夏は涼風、冬は暖かい空気を自然に感じられます。

2階の扉は納戸収納スペース(左側扉内)を設けました。



【居間】

1階は「和の風情」をイメージし、木のぬくもりに包まれ、職人がつくった建具の質を堪能するから四季折々の趣を味わえます。くつろぎとおもてなしの空間です。

壁は職人が伝統工法で珪藻土を塗りました。



建都の家 絆シリーズ

3 取組

1 無垢材地元の産材を
使った木の香りを漂う家

2 現代の暮らしに合った
セミオーダーの洋風の家

3 閑散な工事を、家族が指図する空間を大切に

